

2021年1月22日

代表質問原稿

立憲民主・社民

参議院議員 田名部 匡代

立憲民主・社民の田名部匡代です。会派を代表して、政府 4 演説に対し、質問いたします。

さっそく質問に入らせていただきたかったのですが、昨日の政府答弁に一言申し上げます。私たちはこの間、コロナ収束に向けて極めて協力的な対応をしてきましたし、政策提言も積極的に行って参りました。しかし昨日の総理の答弁は誠実とはほど遠いものだったのではないのでしょうか。質疑者に対してもそうですが、聞いていただいている国民の皆様に対してです。答弁が短くても明確ならいいのです。それもない。丁寧に説明していただきたい。総理は施政方針演説で梶山静六議員の教えを紹介されました。教えを大事にされるなら、ぜひ実行に移していただきたいと思います。

それでは、質問に入ります。コロナ対策について伺う前に、大雪被害への対応について総理にお聞きします。

本年1月に入って北陸地方を中心に日本海側では記録的大雪となり、多くの車が立ち往生するなど大きな影響を及ぼしました。大雪や事故によりお亡くなりになられた方々のご冥福をお祈り致します。大雪で立て続けに大規模な立ち往生が発生したわけですが、今後の降雪に備え対応について改善点や対策について検討されていますか。総理にお伺い致します。また先日19日には東北自動車道で40～50台の車両が絡む多重事故が発生しました。雪国では地吹雪による視界不良もそうですが、除雪により1車線が利用できなくなるなど各所で渋滞が発生し、緊急車両の移動や食料・燃料の輸送に影響が出ることもあります。現段階で農林水産関連施設等の被害も9000件を超え、農作物等全体の被害総額は30億円以上と試算されています。この先の降雪状況で除雪費の不足も考えられ、必要に応じた十分な支援をお願いしたいと思いますが、総理、お約束いただけますでしょうか。

それではコロナ対策について伺います。あらためてコロナに感染しお亡くなりになられた全ての方のご冥福をお祈りいたします。そして羽田雄一郎参議院議員、この場にいらきつといつものように「頑張れよ」と励ましてくださったでしょう。羽田幹事長からの最後のご指示がこの代表質問ですので、コロナの収束を私たちも最優先課題と捉え、命と暮らしを守るという強い思いを込めて総理にお聞きしていきたいと思います。

まず第三次補正予算についてです。新型コロナウイルス感染拡大の影響で解雇、雇い止めになった人は8万人とされていますが、野村総合研究所の推計によると、女性のパート、アルバイトで仕事が半分以下に減り休業手当も支払われない実質的失業者は昨年12月時点で90万人に上り、ここに派遣社員や契約社員で同様の事例を含めるとさらに深刻な実質的失業の実態があると考えられます。また昨年の飲食店倒産件数は過去最多となっています。11月にGoTo事業の見直しが提言されていました。耳を傾けず、この事態に陥ったのではないですか。そのような中でGoToイートについては、第3次補正予算案に515億円を計上されています。事業に反対しているわけではありません。まずは徹底してコロナを封じ込め、倒産や廃業することなくこの危機を乗り越えていただくことが重要ではないでしょうか。今 徹底的な支援が必要なのです。緊急事態宣言発令地域だけではなく、全国みんな苦しいのです。GoToイートについて一度立ち止まり、持続化給付金や家賃支援を続けるべきではないですか。総理にお伺い致します。

次に検査体制について伺います。昨日水岡議員も質問をされました。それに対する明確な回答がなかったので再度お聞きします。総理、適切な検査ができる体制とはどういう体制を指すのか、それはいつまでに、どれだけの件数を実現するのか明確にお答えください。

私たちは医療従事者や介護従事者、障害福祉サービス事業所、子ども子育て支援施設へ慰労金を支給する法案を提出しましたが、ぜひ実現させていただきな

いでしょうか。枝野代表の質問に対し明確な答弁はありませんでしたので、総理から明確に答弁願います。

次に、政府の緊急事態宣言の対象となっていない茨城県、沖縄県、熊本県などが独自の緊急事態宣言を出しています。感染拡大に対応するため緊急の必要に迫られ、独自に宣言を発令した県の協力金は1都10県より低額となっており、こうしている間にも多くの事業者の経営が逼迫するのは間違いありません。経産省ホームページに中小事業者に対する一時金の支援が掲載されていますが、この制度が独自の緊急事態宣言の事業者も対象になるのか非常にわかりづらく、独自の緊急事態宣言下にある運転代行業者や、公共施設の休館により文化スポーツ講座を休講せざるをえなくなった個人事業主などから、救済されるのか等、不安の声が届いています。そこで緊急事態宣言の発令が政府か地方自治体かに係わらず、この一時金の制度は対象となるのか、総理に確認させていただきます。

コロナ禍で少子化が加速するのではないかとの懸念があります。妊娠届出数の推移を見ても2020年5月から7月の妊娠届出数は前年と比べ大幅に減少しました。将来の不安が影響しているのではないのでしょうか。

東京都は、3病院を実質的に新型コロナ専門病院とし、新型コロナウイルス感染症患者を重点的に受け入れる方針を決めました。そのため、妊婦をはじめ3病院に通院・入院している患者は転院を迫られ、今後の受診・治療や追加の費用負担等に大きな不安が生じました。最終的に、東京都が追加の費用を負担するとの方針を示したとのことですが、今後二度と、同様の事案を引き起こさないよう、国として万全の措置を講じるべきです。国として転院に係る追加費用を患者に求めないことを速やかに決定・公表するとともに、転院に係る追加費用を患者が負担することのないよう、自治体に財政支援することを強く求めます。実行して頂けるかどうか、総理から明確に答弁願います。

新型コロナウイルスの感染拡大による影響は、農林水産分野も例外ではありません。昨年春は、農畜産物の消費が混乱し、店に並ぶ食品が一時的に品薄になりました。一方、感染拡大が世界的に進む中で、一部の国が小麦などの穀物輸出に制限を設けることもありました。効率性や安さを優先して食料供給を世界的に展開していますが、こうした状況の変化によってはリスクとなることを改めて感じます。私は食料安全保障の観点から、自給率向上と共に、いざという時にも食料供給が維持できる潜在的な力である「食料自給力」の向上を目指すことが極めて大事だと考えます。政府も食料の潜在生産能力を把握し、維持・向上を図ることが重要であると認識して試算をしていますが、食料自給力を伸ばして、実質的な自給を確保するためには、どのような政策を展開すべきとお考えですか。菅総理の見解を伺います。

菅総理は農林水産物の輸出額を現在の 9 千億円から 2025 年には 2 兆円、2030 年に 5 兆円の目標を掲げています。片や輸入額は約 9 兆 5 千億円であり、輸入に依存する日本の現状を如実に現しています。総理は「輸出額は増加した」とおっしゃいますが、ではその輸出額の中に含まれる加工品の外国産の原材料の割合はどの程度でしょうか。原材料が海外から輸入された農産品であるならば、これは本当の意味で我が国農業の発展に寄与していると言えるのでしょうか。輸出拡大は大いに結構です。それが広く生産者の所得の底上げに繋がるようにすることが重要なのです。今回の経験を機にコロナ後の社会における食料安全保障の観点で、国内農政の検証とともに、輸出戦略の練り直しも必要ではないかと思いますが、総理の見解を求めます。

感染症の拡大は、家畜にも及んでいます。豚熱は、2018年9月に養豚農場で26年ぶりに発生が確認されて以降、昨年12月末までに、10県で発生が確認されています。また、高病原性鳥インフルエンザは昨年11月、香川県の養鶏場で初めて発生が確認され、15県、36事例の発生報告がなされています。一方、有効なワクチンのないアフリカ豚熱は2018年8月に中国においてアジアで初めて確認されて以降、アジア地域での発生が継続しており、養豚農家にとっては最大の脅威であり、水際対策の徹底が求められています。

昨年、家畜伝染病予防法が改正されましたが、全国的に家畜伝染病のリスクは高まっています。総理は防疫措置の対応についてはどのように取り組むおつもりですか。

農林水産に関連したことで申し上げますと、吉川貴盛元農水大臣が在任中に大臣室で計500万円を受領したとして収賄罪で在宅起訴されました。起訴状では、「アニマルウェルフェア」に関する国際獣疫事務局の規約改正案に関して、業界に有利かつ便宜な取り計らいを受けたいとの趣旨を知らながら、業界大手の役員から現金を受け取ったとされています。賄賂性の高いお金を受け取り、便宜を図って政策がねじ曲げられるような事は、決してあってはならないことです。今回の元大臣の在宅起訴を受け、衆議院本会議の答弁で、第三者による検証をされるとお答えになりました。第三者とはどういうメンバーなのか、検証結果はしっかり国会でご報告いただけるということによろしいか、総理に確認します。

国家の危機だからこそ、何事にも誠実に説明責任を果たし、信頼される政治であるべきと考えますので、真摯な対応を期待します。

総理は改革にも力を入れられるようですが、農水分野では国家戦略特区による企業の農地取得を全国に拡大する話が持ち上がっております。現在、特区として企業の農地取得が認められている地域でも、ほとんどがリース方式で農地を利用しており、企業が農地を取得しなくても農業経営をされております。現場の実態や現場の要請に関係なく強引なやり方はやめていただきたいと思います。今回の国家戦略特区諮問会議による提案である全国展開について一旦は見送られました。菅総理は安倍前政権が続けてきた、民間議員による提案を重視する路線をそのまま継承していくつもりなのか、美しき豊かな農山漁村を目指される総理の農林水産政策に取り組む基本的姿勢をお聞きかせください。

コロナ禍では、脆弱な立場に置かれやすい方たちに厳しい負担をもたらすことが浮き彫りにされました。さまざまな被害を受けている人たちがいることも放置してはなりません。性暴力被害もその一つです。残念ながら日本社会には、いまだに「被害者に落ち度がある」という誤った思い込みもありますし、こうしたことは政治の中からも発信されています。過去に自民党の女性議員で「女

性はいくらでも嘘をつける」などと被害者をことさらに攻撃して「黙らせる」許しがたい発言もありました。現在 2017 年にされた刑法改正の 3 年後見直しのための議論がすすめられています。この議論には、性暴力の被害をうけた当事者の方も加わっています。また、男性被害者や性的マイノリティの被害者の方にもヒアリングをしています。法改正の議論に被害者に参加していただくことは、被害者によりそった法制度の見直しを実現するうえで重要なことですが、問題は、この議論の中で明らかになった性被害の実情、例えば低年齢の子どもが受ける被害の深刻さ、被害をすぐには認識できないこと、PTSD などの影響、2017 年改正で男性に対する加害も「強制性交等罪」として処罰されることとなったことが必ずしも被害の訴えやすさや支援につながっていないこと、加害を受けると男性でも恐怖や混乱により抵抗できない状態になってしまうことなどを、どのように現実の法改正につなげるか、ということです。今後始まる法制審議会では、性被害の実情を適正に考慮した法改正を実現するためには、被害当事者や支援員などを委員として選任することが有益と考えますが、いかがでしょうか。恐怖のあまりフリーズしてしまった場合ですら、抵抗した痕跡がないと、同意とみなす、現行法のいわゆる「暴行・脅迫要件」の見直しは、今や必須と考えられますが総理の見解を伺います。

東日本大震災から今年 3 月で 10 年を迎えます。昨年 12 月の時点で避難生活を送っていらっしゃる方々は未だに約 42,000 人もおり、被災前の生活を取り戻したと言えるものではありません。間違えても 10 年を区切りに東日本大震災を風化させてはなりません。震災後グループ補助金などの支援は事業再建に繋がったわけですが、自己負担分の借金返済や売上不振で倒産に追い込まれた企業は水産加工業者も多く、復興状況について水産庁のアンケート調査でも、震災前と比較し売上が 8 割以上回復した業者は大手であり、生産能力、売上ともに資本金の規模が小さなところほど回復も遅れています。加えて震災時の借入れが残る事業者が、今回の新型コロナウイルスの影響でさらに負債を抱え、限界まで追い込まれています。総理は心のケアについて触れられましたが、現実には深刻です。コロナ禍で追い討ちをかけられて復興の歩みを止めてはなりません。総理のご認識と復興実現に向けた決意を総理、お聞かせください。

コロナ禍でも大規模災害が起こらないとは限りません。常に万が一に備えなけ

ればなりません。避難所の感染防止対策のみならず、多数の負傷者がでることを想定した救急搬送、医療提供体制、感染拡大防止対策、また食料や燃料、生活物資の安定供給の確保など、コロナ禍で起こった場合の災害にも万全の体制を確立せねばなりません。どのように取り組まれるおつもりですか。総理にお伺い致します。

最後に選択的夫婦別姓制度についてお伺いします。 選択的夫婦別姓の導入について、60歳未満の人を対象にした最近の民間の調査で、7割の人が選択的夫婦別姓に賛成でした。特に、女性の20代30代では8割が賛成であり、一番賛成が少ない40代男性でも6割の方が選択的夫婦別姓に賛成と回答されています。これから結婚をし家庭を持つ世代に対して選択肢を増やす事に対し、総理ご自身は賛成か、反対かお聞かせください。立憲民主党は、2018年に選択的夫婦別姓を導入するための法案を提出しました。この法案を実現し、結婚における選択肢を増やしていただけないでしょうか

最後に、私たちはこれからも国民のための、政治を実現するため、全力を尽くすことをお約束し質問を終わります。